

統合新病院整備事業における開院時期等の見直しについて

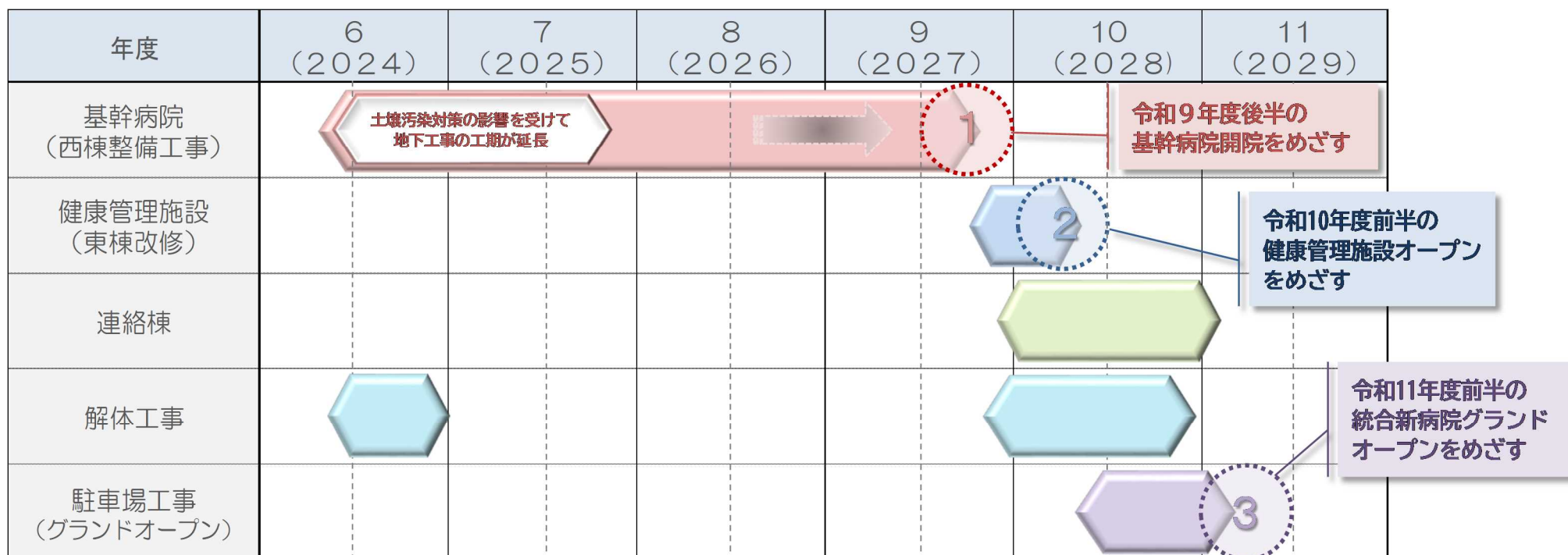
～安心して医療をお受けいただくために～

I. 開院時期等の見直し

～令和9年度後半の基幹病院開院をめざします～

- 安心して医療をお受けいただくため、土壌汚染対策法に基づき、適切な対策工事を実施します
- 土壌汚染により健康被害が生じるおそれはありません
- 引き続き、医療提供を継続しながら整備事業を推進します

開院時期等の見直し後のスケジュール



Ⅱ. 土壌汚染の状況

～土壌汚染により健康被害が生じるおそれはありません～

1. 当初設計時の調査状況

- 西棟工事エリアに位置する旧医局棟・旧外来検査棟は医療機能提供中のため、建築物下部の土壌については調査できなかった
- 既存建築物周囲における土壌汚染調査の実績値により、西棟工事における汚染土量を約2,100m³と想定

2. 今回の調査結果

- 旧医局棟・旧外来検査棟解体に併せ、西棟工事エリアの土壌汚染調査を実施
- 基準不適合区画 : 36区画(西棟工事エリア) 右図参照
- 基準不適合有害物質: ふっ素および一部の区域に砒素・鉛

兵庫県による
区域指定

➤ 汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないことが確認された

➤ 兵庫県より「形質変更時要届出区域」指定を受けた

➤ 汚染の除去等の措置が不要な区域ではあるが、土地の形質を変更する者は届出を行うことが必要

➤ 汚染土を掘削し搬出する場合、汚染土壌処理施設への運搬が必要

安心して医療をお受けいただくため、土壌汚染対策法に基づき適切な対策工事を実施します

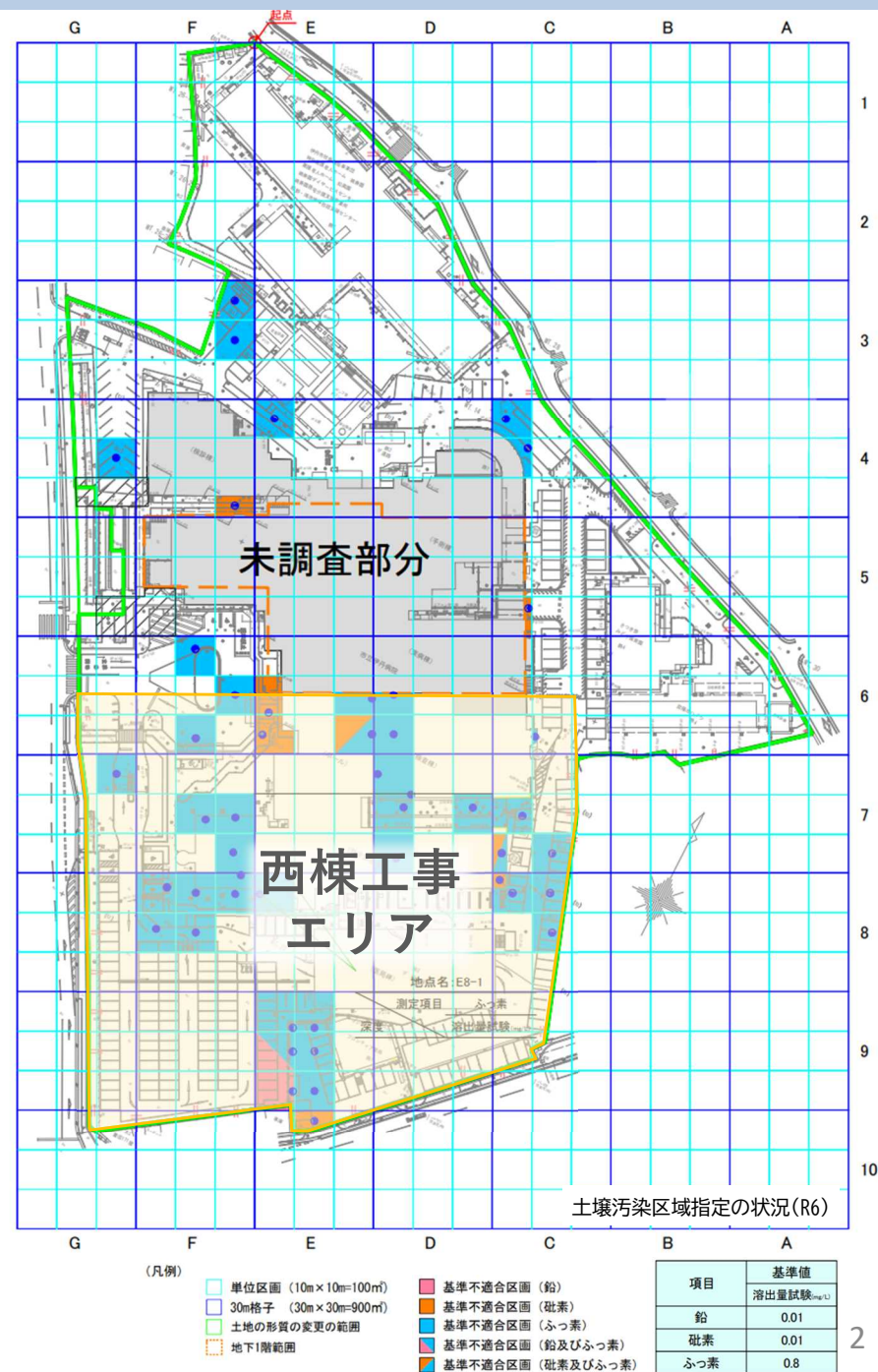
調査結果と
課題

➤ 西棟汚染土量 約16,000m³(最大深度約8.5m)を適切に処理

➤ 当初設計時の想定汚染土量と比較して約7.6倍

➤ 汚染土量の増加による大規模な対策工事が必要

➤ 土壌汚染対策工事による開院時期等への大きな影響

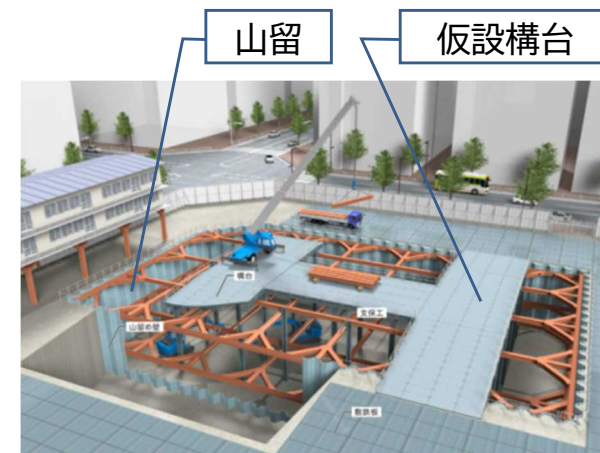


Ⅲ. 対策工事による事業費への影響

～約20億円の事業費の増高が予想されます～

1. 土壌汚染対策工事

- ① 汚染土壌処理施設（遠方、受入量・搬送量に限界あり）への搬出が必要
- ② 汚染深度が深い箇所は、汚染土掘削用山留工事が必要
- ③ 汚染土と健全土の掘削エリア・搬出入ゲートは、混入防止の為に区別が必要
- ④ 地下工事用の仮設構台の設置及び地盤改良工事が対策工事に伴い遅延



《イメージ図》

2. 事業費への影響

① 事業費の増高

- A) 土壌汚染対策工事費の増高
- B) 工期延長による工事費の増高
- C) スライド条項適用時残工事費の拡大 など

② 工期延長による財源への影響

A) 補助金

【国】病床機能再編統合支援事業 約 5.2億円 令和8年度末まで
【県】医療機関再編統合等支援事業 約27.2億円

B) 病院事業債

【国】再編ネットワーク債 令和9年度末まで



現時点における想定影響額

- ① 事業費の増高 …約20億円
 - A) 土壌汚染対策工事
 - B) 工期延長による工事費増高

方向性と課題

- 工事受注者と事業費や工期への影響の縮減に向けた検討・協議
- 事業費に与える影響の精査、財源確保に向けた国・県への継続的要望
- 令和7年第1回定例会(3月)において、土壌汚染対策工事費を含む継続費に関する補正予算を上程予定
- 両病院の安定的運営の実現に向けた継続的な取り組みの実施